遺産整理業務の費用

報酬規定 (各金額および料率は、消費税等相当額抜きの表示)

く遺産整理を完了したときの報酬>

(以下、「遺産整理完了時の報酬」という。)

次の「1. 財産比例報酬額((1)または(2)記載の各料率を乗じて算出された合計額)」に「2. 人数加算報酬額」を加えた額。ただし、最低額を100万円とします。

1. 財産比例報酬額

当行の遺産整理対象財産のうち、次の区分に従い、相続開始日における相続税法および財産評価基本通達による相続税評価額(租税特別措置法等による課税価格の評価減を行う前の評価額とする。)に次の各料率を乗じて得た金額の合計額(相続税の申告がない場合等は契約書に基づく金額の合計額)

(1) 当行、GMO あおぞらネット銀行株式会社およびあおぞら証券株式会社を含むあおぞら銀行グループ金融機関における預金および同金融機関が取扱いもしくは保護預かりしている投資信託、有価証券、信託商品、保険契約に関する権利(個人年金保険を含む)等の価額の合計額に対して、

① 10 億円以下の部分

1000分の3

② 10 億円超の部分

1000 分の 2

(2) その他の当行の遺産整理対象財産に対して、

① 1億円以下の部分

1000 分の 17

② 1 億円超、3 億円以下の部分 1000 分の 6

③ 3 億円超、10 億円以下の部分 1000 分の 4

④ 10 億円超の部分

1000 分の 2

2. 人数加算報酬額

相続人または受遺者の人数が5名を超えたとき、相続人または受遺者が1人増すごとに5万円

<遺産整理を中途で終了したときの報酬>

(以下、「遺産整理中途終了時の報酬」という。)

当行の委任事項の遂行度合に応じて、次のいずれかの額

- 1. 金融資産(契約の申込時に代表委任者から資料等に基づいて申告のあった金融機関における被相続人名義の金融資産)の残高証明書の受領完了前は、30万円
- 2. 上記1. 完了後、遺産整理対象財産の名義変更、解約および換金·受領等の相続手続に着手する 前は、遺産整理完了時の報酬の 50%
- 3. 上記2. の各相続手続のいずれかに着手した後は、遺産整理完了時の報酬の 70%

<契約が終了しないまま契約締結後 10 か月が経過したときの報酬>

- 1. 契約締結後 10 か月が経過した日に、内金として、その時点における当行の委任事項の遂行度合に応じて、遺産整理中途終了時の報酬の額
- 2. その後、遺産整理を完了または中途で終了した日に、遺産整理完了時の報酬または遺産整理中途終了時の報酬から、上記1. 記載の内金を控除した残額

<遺産整理業務の費用に関するご注意事項>

- 報酬規定の金額に別途消費税がかかります。
- ・ 記載した費用は、2019 年 10 月 1 日現在のものです。金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、遺産整理業務の費用を見直すことがあります。

遺産整理報酬

遺産整理業務の費用

報酬の計算例(各金額は、消費税等相当額抜きの金額)

財産総額2億円のうち、あおぞら銀行等でお預かりしている財産が5,000万円で、相続人・受遺者が3人の場合

遺産整理報酬額(①②③合計額)	2,150,000 円		
① 当行預り財産の部分(財産比例報酬額(1))	5,000 万円×	0.3%=	150,000 円
② 上記①を除く1億円以下の部分(財産比例報酬額(2))	1 億円×	1.7%=	1,700,000 円
③ 上記①②を除く3億円以下の部分(財産比例報酬額(2))	5,000 万円×	0.6%=	300,000 円

[※] 上記計算例は当行が遺産整理受任者として遺産整理業務を完了した場合のものです。遺産整理業務が中途で終了した場合等の報酬額は異なります。

その他お客さまにご負担いただく費用

- ●戸籍謄本・登記事項証明書等の取り寄せ費用
- ●不動産相続登記の名義変更費用および司法書士報酬
- ●預貯金等残高証明書等発行手数料
- ●相続税申告等にかかる税理士報酬 等

[※] 上記の金額に別途消費税がかかります。

[※] 税理士や司法書士等に、相続税の計算、登記に関する手続、戸籍謄本等の取り寄せ等をご依頼された場合等は、報酬規定に定められた費用の他に別途上記のような費用がかかります。